

水産物の対EU輸出について

林技術士事務所E&H-i
代表 林 英一



1. わが国の対EU輸出の現況

我が国から水産物を輸出する場合、通常は手続きは煩雑ではないが対EU輸出を行う場合は若干異なる。まず都道府県知事への施設の認定又は登録を受ける必要があり、都道府県等の衛生部局に対する申請と水産部局に対する申請が必要になる。この時に申請側の準備に不適切なこともあったりして、認定や登録に時間がかかることもあるが、申請を受け付ける者の不慣れなことや前例主義の弊害により、輸出実現まで時間がかかるという事実もある。EU各国では水産物の消費量は増加する一方、EU域内での水産資源の枯渇や共通漁業政策実施によるTAC（総漁獲可能量）制度等によって漁獲量は減少傾向にある。そのため域内各国での水産物の輸入量は増加傾向にある。

しかし、EUでは域内に輸入される水産食品については、輸出国の管轄当局が発行した食品・動物衛生証明書（以下、衛生証明書）を求めていることから平成21年6月に関係事業者が遵守すべき必要な衛生要件及び衛生証明書発行の手續並びに衛生当局及び水産当局の監視等について、対EU輸出水産食品の取扱要領を定めている。

対EU輸出水産食品の取扱要領では施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準が定められており、この基準に基づく検査は、各都道府県

の対EU輸出水産食品の監視等に従事する食品衛生監視員が行うことになっている。

我が国では登録や認定については次のようになっている。

生産漁船及びEU向冷凍船、養殖場については、都道府県の水産部局が登録を行う。

産地市場及び消費地市場においては、都道府県の衛生部局が登録を行う。

処理、加工、製造又は保管を行う陸上施設及び加工船は都道府県の衛生部局が認定を行う。

2. インドの事例

これらの制度はアジアの対EU輸出が盛んな国の制度と比べて違いがあるのは明らかであるが実際はどうなのかという点について対EU輸出が特に盛んな国の一つであるインドについて調査した結果の一部について参考情報として述べてみる。

インドも日本がEUによって全面禁輸措置をとられた時期に同様の措置を受け、それを機会に二つの機関、インド海産物輸出振興局（MPEDA：The Marine Products Export Development Authority）と輸出検査審議会（EIC：Export Inspection Council）を中心に対策を図りEU認定施設の体制整備を行い、1996年から輸出を再開した経験を有する。

インドの対EU輸出に係る体制として、インド政府商工省の所管である上記MPEDAがマーケティングやプロモーション等を担い、インドにおける水産物輸出振興の要となっている。同じくインド政府商工省の所管である上記EICの下部組織となる輸出検査庁（EIA: Export inspection agency）が衛生品質管理等に携わりインド水産物輸出に貢献している。

日本と同様、一度はEUから全面禁輸措置を受けたが近年EU側の規制が厳しくなった中で

も、輸出の伸びが顕著であること、対欧米に向けた水産物生産の現場でのHACCPの導入は伸びていることからわが国における対EU輸出対応推進の参考にならうかと考える。

また、昨年末の調査当時、対EU 輸出水産物に係るHACCP 認定水産施設数は、我が国が22であるのに対して、インドは260以上とされ、我が国の10倍以上のEU認定水産施設がすでに存在していたという事実がある。

3. インドの概要

国名	インド共和国
面積	約329万km ²
人口	約11億1200万人
首都	ニューデリー
元首	プラティバ・デーヴィーシン・パティル大統領（2007年～）
首相	マンモーハン・スィン首相（2004年～）
政体	連邦共和制で、議会は二院制である。
民族構成	トルコ・イラン、インド・アーリヤ、スキト・ドラヴィダ、アーリョ・ドラヴィダ、モンゴロ・ドラヴィダ、モンゴロイド、ドラヴィダの7民族で構成される。
宗教	ヒンドゥー教徒約80%、イスラム教徒約13%、キリスト教徒約2%、シク教徒約2%、仏教徒を含むその他の宗教約2%
言語	ヒンディー語が公用語で、英語は補助公用語である。これらを含め18の主要言語と844の方言があるとされている。
通貨	主な使用通貨はルピー（Rs）でRs1は約1.9円。

4. インドの水産関係の状況

海岸線の長さ	8,129 km
排他的経済水域	2.02 百万平方キロ
海洋資源の水揚量	345 万トン
内水資源の水揚量	230 万トン
水産物輸出加工事業者数 輸出業者	423 以上 約 1000
EU 輸出許可事業者数	237
水産加工生産能力	11,500 トン／日 以上
主要マーケット	EU,USA、日本、中国、東南アジア諸国
主要輸出製品	エビフライ、魚フライ、イカフライ、干物、チルド・生製品その他

インドの全輸出品の中での水産物の比率は1.3%であるが水産物は95カ国へ輸出され、日本はエビでは最大の輸入国である。

5. 対EUの要 MPEDAについて

MPEDAはインド南部の西海岸に位置するケララ州に本部を置いて活動している。この州はインドでも若干特異な地域で政治的には1957年に世界初の普通選挙を通じた共産党州政権（インド初の非インド国民会議政権）が発足して以来、ほとんどの期間で共産党が第一党で、現在も共産党が州政府の与党である。共産党下の識字運動によって同州の識字率はほぼ100%に達し、幼児死亡率も先進国並に届いている。

水産物の対EU輸出を引っ張るMPEDAの目標は高く、インドが世界トップクラスの水産物供給者になることと持続生産可能で良質な商品を輸出することとしている。そのため以下の目的に沿って活動している。

- 1 沿岸と沖合漁業の関係を取り持ち、持続可能な資源を確保するための管理、調整
- 2 輸出水産物の加工業者、輸出業者の登録
- 3 輸出水産物の品質の標準化、技術的財政的補助及び支援
- 4 海外市場の情報収集と関係者への情報提供
- 5 漁業者や加工業者等に対し、品質管理、養殖技術、輸出拡大に関わる研修等

また、その活動分野は、漁船漁業の評価と見積りに基づく投資、養殖業への支援、増産奨励、品質管理、広報、販売関係、国際展示会へ職員派遣等、実に幅広い。

海外事務所を日本（東京）、米国（ニューヨーク）、EU（ベルギー・ブリュッセル）に持っている。これらの事務所においては

- 1 相手国の輸入企業、水産関連企業に適切なインドの水産会社を紹介している。
- 2 各国およびインドでの水産商談会、視察団のアレンジを行う。
- 3 インドで初めてとなる水産物の買い付け、

インド水産業の投資調査等で訪問する業者等への助言、水産加工場の訪問、適切なインドの水産会社との商談のアレンジを行う。

- 4 インド水域での、有用魚種の紹介、ならびに水産資源、水産インフラストラクチャー等のデータの紹介を行う。
- 5 インドの水産物紹介のための海外及びインドで開催される見本市に参加する。
- 6 ロゴマークの推進を行う。
- 7 インドでの事業を進めるのに必要なインド政府の許可手続きの援助、さまざまな水産、行政に関する助言、適切なインドとのパートナー探し等を行う。

以上のようにインド水産業に関する情報、あるいは水産政策、貿易、合弁、技術提携等水産に関する相談に応じている。

6. MPEDAの働きを有効に進める三つの組織。

- 1) NETFISH (Network for Fish Quality Management & Sustainable Fishing)

NETFISHは、品質管理と持続生産漁業の指導を行うために、水産物の品質改善能力開発、高い衛生基準の維持、漁業及び水産加工分野での基礎技術の向上を図る機関である。

- 2) NaCSA (National Center for Sustainable Aquaculture)

小規模養殖事業者のために初期段階の組織立ち上げを促進し、持続可能な方法で高品質な生産を行うための能力開発に技術支援を行う。

また、養殖利害関係者間の連携・調整・業界全体の利益となる経営慣行、経営戦略、自主的なガイドラインの策定を促進する機関である。

- 3) RGCA (Rajiv Gandhi Centre for Aquaculture)

ラジブガンジー養殖センターは、MPEDAの研究開発機関であり、養殖の中核的研究拠点である。ここでは、輸出可能性のある様々な養殖魚類の持続可能養殖技術の開発に積極

的に関与している。

また、開発技術普及のために、最新技術の伝達や研修を行うトレーニングセンターを有している。

7. インドの対EU輸出が伸びている理由と思われる事柄。

- i) インド商工省が政府直属の機関であるMPEDA（インド海産物輸出振興局）本部を漁場に近い 南部のケララ州コーチに置いている事。
- ii) MPEDA本部が水産物輸出に関して大きな権限を有している事。
- iii) MPEDAの海外事務所をアジア、アメリカ、ヨーロッパにおき、市場の動向調査や売込みに当たらせている事。
- iv) 輸出品を製造・加工する工場、輸出業者に対する支援策がしっかりしている事。

●迅速な技術支援、財政支援

- 例：すり身工場で機械を新設したい場合
・導入前に企画・計画書をMPEDA宛に提出する。
- ・MPEDAは企画・計画書を精査し、妥当であれば全体の20～30%の補助を決定。
- ・企画・計画書の申請を受け、妥当であれば1～3ヶ月で許可を出し、補助金を支給
- ・新設後の現場を確認し、Assistant Directorクラス以上の職員が2名で伝票をチェックし、機械設備との突合せを行う。

●マーケット情報の伝達

●人材教育

- 例：・指導員はFDAで研修した2名の職員が中心になって、指導員を養成した。
- ・研修会は期間1週間で20人～30人程度で実施する。企業の要請があればMPEDAで開くもの以外に何時でも開く。FDAのカリキュラムに従いすでに3000人以上が研修を受けた。

v) お客様は神様とまでは行かないにしても海外バイヤーの注文に素直に対応している。

vi) EU査察官はじめ海外からの指摘事項は加工業者、輸出業者へ全て伝えている。

しかし、納得できない事柄については指摘をした相手と十分に協議をするという姿勢。

vii) EU,USAの基準に従って指導を行っており、インド独自のHACCP制度 すなわちINDIAN HACCPといったものは存在しない。

viii) 自前で医薬品の分析にも使用できる高性能の検査機器を揃え、輸出食品の検査費用は基本的に無料だが自主的に持ち込まれるものも安価な料金で業者の要請に応じている。

わが国も登録・認可・食品検査費用等インドから学ぶものは多あり、輸出を伸ばす為には何をどうするか検討すべき時期に来ているのではないかと思う。

以上

氏名：林英一（林技術士事務所E&H-i 代表）

〒192-0045 東京都八王子市大和田町5-20-13

TEL&FAX：042-642-0616

e-mail：haship@tbt.t-com.ne.jp

〔得意分野〕水産加工、生産環境改善、残滓・排水処理、要員教育などの指導とコンサルティングおよび同上に係わる国内・国外での調査。

〔経歴〕水産・食品会社に勤務38年。生産管理、品質管理、水産品開発、船上における漁獲物処理（冷凍すり身、魚粉、魚油）、国内外での事業展開の企画・調査、海外法人責任者（貿易・技術指導）。

その他JICA、OFCF、JETRO、UNIDO、（社）大日本水産会、（社）海洋水産システム協会等の委託で海外での技術指導・調査は50数ヶ国に及ぶ。